

**公共事業再評価対象事業の県対応方針の決定について**  
 ～ 公共事業の再評価について、7事業を「事業継続」と決定しました ～

令和6年12月16日に開催された「第54回群馬県公共事業再評価委員会」の意見を踏まえ、以下の7業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。  
 今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

**【対応方針一覧(全て県事業)】**

議案	区分	事業名	路河川名・地区名	事業場所	県対応方針
第1号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	国道122号 館林バイパス	館林市	事業継続
第2号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	西毛広域幹線道路 高崎工区(主要地方道前橋安中富岡線)	高崎市	事業継続
第3号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	西毛広域幹線道路 高崎安中工区(一般県道下里見安中線)	高崎市、安中市	事業継続
第4号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	西毛広域幹線道路 安中富岡工区(一般県道安中富岡線)	安中市、富岡市	事業継続
第5号議案	道路	社会資本整備総合交付金事業(道路改築)	主要地方道高崎神流秩父線 矢田工区	高崎市	事業継続
第6号議案	街路	社会資本整備総合交付金事業(街路)	都市計画道路 敷島公園大師線 2期工区	前橋市	事業継続
第7号議案	街路	社会資本整備総合交付金事業(街路)	都市計画道路 前橋長瀬線	高崎市	事業継続

**【公共事業再評価制度とは？】**

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している公共事業などを検証し、「継続」するか「中止」すべきかなどの再評価を行うものです。

本制度に基づく県の対応方針の決定にあたり、第三者から意見を聴く、「群馬県公共事業再評価委員会」を開催し、その意見を最大限尊重し、県の対応方針を決定するものです。